

# 中国における教育公平性原則の危機\*

## －「教育の産業化」がもたらした悪果－

何 曉 毅

### 要旨

中国では1990年代から教育を他のサービス業と同様、第三産業の一つとして位置づけ、無料だった授業料を有料化し、それまで国の予算によって運営されてきた各種の学校に大幅な裁量権を与え、自活と自発的な発展を求め、「教育の産業化」を進めてきた。その結果、教育全体に空前の発展を遂げた反面、空前の不公平、空前の教育破壊をももたらした。その不公平の多くは元々存在した構造的な差別政策であり、産業化の過程で以前より明らかになった。そして産業化の弊害も加え、中国の教育における公平性原則は危機的な状況に陥った。

### キーワード

教育産業化、公平性、義務教育、初等教育、大学教育、差別構造

### 1. はじめに

経済の発展が著しい中国においては、経済成長率云々以上に国民の関心を引きつけているのは教育である。教育は家庭の経済状況にかかわらず、誰にでも直面しなければならない問題であり、大きな悩みの一つでもある。ただし、その悩みは人それぞれであり、特に家庭の経済状況や、住んでいる地域、戸籍に大きく左右されるのは中国特有の事情である。

遠い昔に孔子が言った「学且つ優、則ち仕」という言葉に象徴されるように、中国では古くから世界に誇る「科挙」という開かれた官僚登用試験制度があり、試験さえ通れば家庭の貧富や、身分の貴賤、もちろん住む地域と関係なく誰でも出世できる。そのため、家族若しくは家系の繁栄を願い、中国人は伝統的に子孫の教育に全身全霊を注いだと言っても

過言ではない。

しかし、中国の近代的な教育の普及はずっとその後であった。日本に遅れて数十年、1930年代以降漸く初等教育が普及し始め、それがほぼ完了したのは50年代ごろである。中等教育の普及はいまでも道半端であるし、高等教育に至っては普及にほど遠い。最新の中国国家统计局の統計によると、中国では人口一人当たりの大学生の数はわずか70.3人、それでも1980年の11.6人に比べて6倍強になった<sup>①</sup>。

しかし、最近の中国の教育の現状はさらに憂慮すべき状況に陥っている。それは構造的な不公平とともに、教育現場での不正や腐敗が深刻化し、国民の教育を受ける権利の公平性が著しく脅かされていることである。本稿はその現状をまとめるとともに、原因を究明するものである。

\* 本稿の作成にあたり、陝西廣播電視大学張亜斌助教授のご助言をいただいた。謹んでお礼を申し上げたい。

## 2. 教育「産業化」がもたらした悪果

教育はどの国、どの家庭、どの個人にとってももっとも大事な「投資」であることは言うまでもない。国は教育に多大な費用と人的な資源を投じて、国民の教養を高め、知識を吸収させ、科学技術を進歩させ、総合国力を増強させることを図る。家庭は子供が将来教養のある立派な人間になるために生活費を切り詰めて教育費用に充てる。そして誰もが自分の将来のために、学費や生活費を払い、十数年間の時間を費やして、一生懸命勉強する。これは人類文明史が始まって以来数千年間、程度の差こそあれ、どの国も、どの家庭も、どの個人も実践してきたことである。

しかし今の中国は違う。中国では十数年前から一部の研究者が教育は「産業」であり、「事業」ではないと唱え始め、その後、それが国の政策にも反映され、実践されてきた。その結果はどのようになったであろうか。

### 1) 教育の「産業化」が出現した背景

中国はこの20年間、常に7～9%の経済成長率を維持し、世界一を誇っている。GDP

や国家税収も鰻登りであり、経済事情だけを見ると、常に過熱気味だが、世界主要国の中でもきわめてよい状況である。そのため、国家予算もいつも強気で、外国で話題になっている軍事予算を含め、各部門の予算が年々増えている。

### (1) 国の教育予算不足

しかし教育予算だけはほとんど変わらなかった。「中華人民共和国教育法」第12条「国の教育予算の増加率は、一般財政収入増加率より高くなければならない。またその予算が在校生一人当たりについても年々増額されなければならない」と明確に定められているにも関わらず、国家予算における教育予算はGDPに対して、長い間2.3%から2.7%の間を推移していた。2001年によく3.1%に引き上げた<sup>※</sup>(図1)が、これでも1999年の日本の3.5%、アメリカの4.9%、韓国の4.1%に比べて、依然少ないと言える<sup>※</sup>。

実際の財政支出を見ると、1991年には教育予算は617億8,286万元であえい、国家財政支出3,386億6,200万元の18.2%を占めたが、2000年には教育予算が2,562億6,000万元とな

り、国家財政総支出1兆5千886億5,000万元の16.1%となり、その割合が上がるどころか、逆に下がってしまった(表1・図2)。

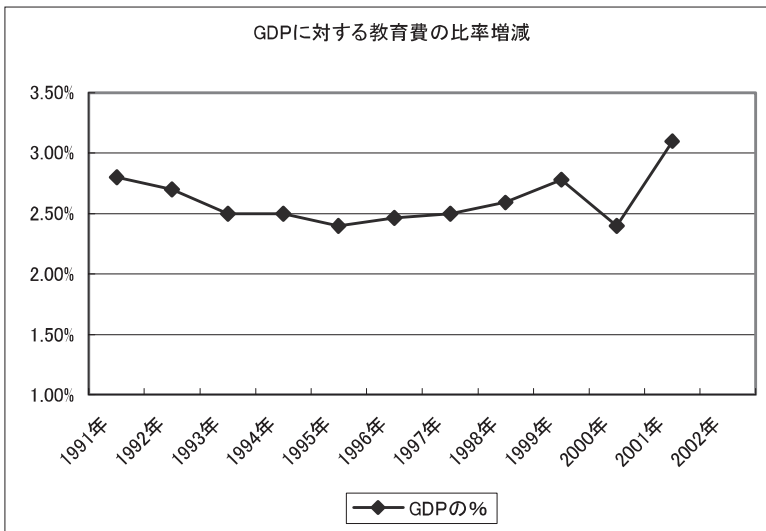


図1 出典:「中国統計年鑑(2003)」,中華人民共和國國家統計局2004

表 1 最近十年間中国の GDP 増加と教育費支出の増減

年度	GDP(億)	経済成長率	財政支出(億)	増加率	教育費(億)	財政支出に占める割合	GDPの%
1991	21617.8		3386.62	9.8	617.8	18.2%	2.8%
1992	26638.1		3742.20	10.5	728.8	19.47%	2.7%
1993	34634.4		4642.30	24.1	867.8	18.6%	2.5%
1994	46759.4		5792.62	24.8	1174.7	20.27%	2.5%
1995	58478.1		6823.72	17.8	1411.5	20.68%	2.4%
1996	67884.6		7937.55	16.3	1671.7	21.06%	2.46%
1997	74462.6		9233.56	16.3	1862.5	20.17%	2.5%
1998	78345.2		10798.18	16.9	2032.5	18.82%	2.59%
1999	82067.5	7.1%	13187.67	22.1	2287.2	17.34%	2.78%
2000	89468.1	8.0%	15886.50	20.5	2562.6	16.13%	2.4%
2001	97314.8	7.5%	18902.58	19.0	3057.0	16.17%	3.1%
2002	104790.6	8.0%	22053.15	16.7			

出典：「中国統計年鑑（2003）」，中華人民共和国国家統計局。小数点以下第 2 位を四捨五入。http://www.stats.gov.cn/

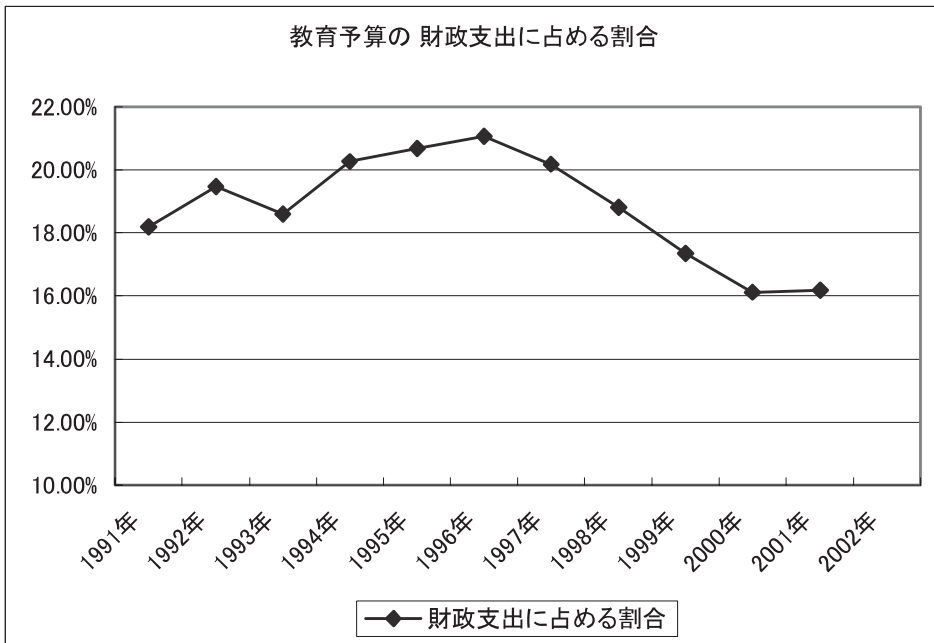


図 2 出典：「中国統計年鑑（2003）」，中華人民共和国国家統計局。小数点以下第 2 位を四捨五入。http://www.stats.gov.cn/

## (2) 入学者増加政策の実施

一方、中国は人口抑制策を実施しているにもかかわらず、もともと人口が多いので、いまでも人口が増え続けている。そのため、若い人の就学、就職競争は依然熾烈を極めていいる。国は教育の普及という大きな目標とともに、将来の良質な労働力の確保と、目下の若者就職圧力の緩和をはかるため、大学に募集定員の拡大を求めた。ここ数年、国の政策に

従いながら、大学も様々な思惑で学生を急激に増やしている（図 3）。

大学における募集定員は増加し、実際に学生総数も大幅に拡大したが、国からの運営交付金があまり変化せず、教員定数も微増にとどまった（図 3・4）。教室、設備、宿舍、食堂、教職員負担増手当などは定員増加した分、当然増額されなければならない。しかし、国からの予算が増えないので、学校の財務体

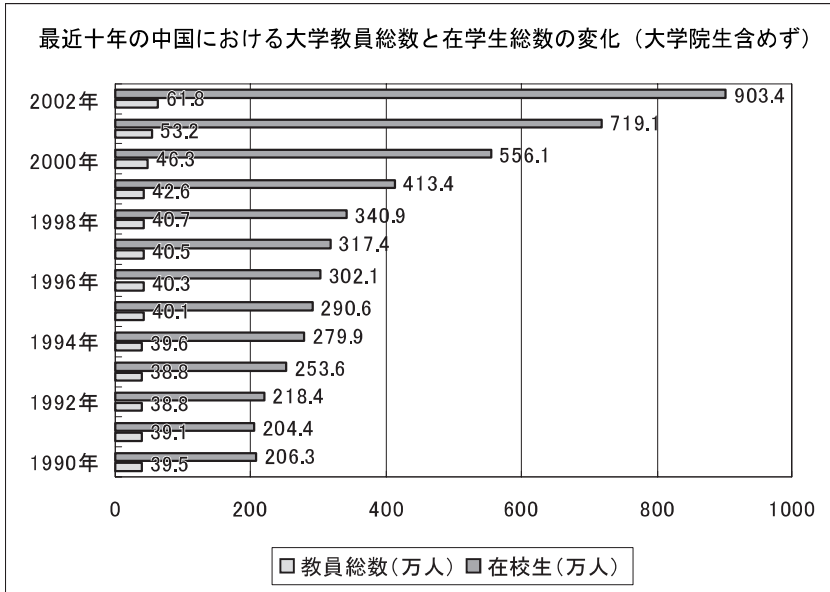


図3 出典:「中国統計年鑑(2003)」中華人民共和国国家統計局

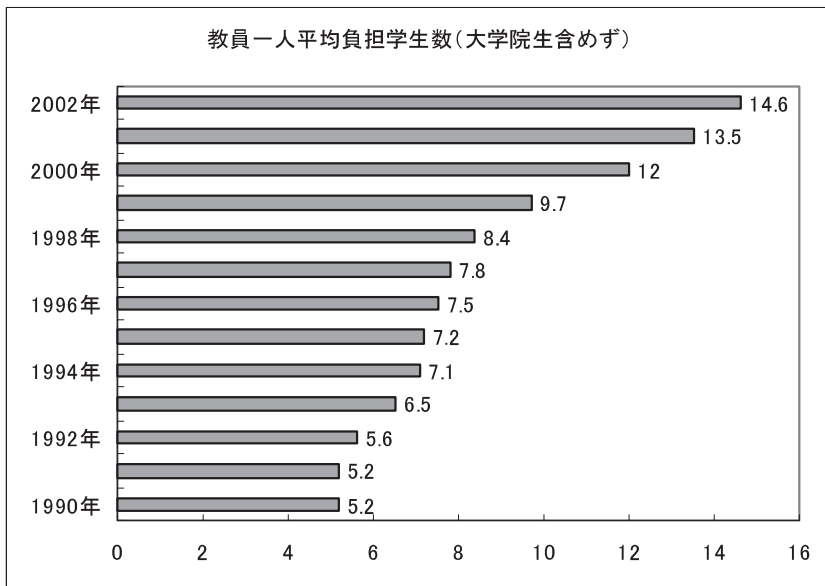


図4 出典:「中国統計年鑑(2003)」中華人民共和国国家統計局

制は非常に厳しいことになる。ところが大学側はひるむどころか、「教育産業化」論理を追い風に、逆にこのジレンマを利用し始めた。それは金が取れるところから取ってくるというごく普通の発想だった。つまり「受益者負担」というとてもクールな資本主義的論理で、

学生から国が認めた授業料以外に、様々な名目でお金を徴収し始めた。ちょうどこの時期に、経済改革の煽りで国中に拝金主義が蔓延しはじめた。残念なことに教育界もその例外ではなかったのである。

(3) 国民の教育熱

一人っ子政策を二十年以上実施してきた中国では、都市部のどの家庭も子供は一人しかいない。その子はまさに家族の希望であり、両親の夢である。その上いまの中国社会はまさに学歴社会である。良い教育を受けなかったら良い会社に入らず、つまり良い暮らしができない。夢と親心でどの家庭も我が子にできるだけ良い教育を受けさせたい。金さえ払えば子供にいい教育を受けさせられるならばむしろありがたいという考えである。

中国社会科学院文化研究センターの最新研究によると、貯蓄目的に関して都市住民の第二位及び農村住民の第三位は子ども将来の教育のためであるという<sup>6)</sup>。この猛烈な国民の教育熱が「教育産業化」の肥沃な土壌となり、延々と供給され続ける栄養となった。

(4) 支払い能力の増加と学費徴収への理解

改革開放前の中国なら、例えば学費を徴収しようとしても無理があった。理由はみんなが

貧しかったからだ。農民は人民公社の社員であり、自由に支配できる収入はほとんど無かった。都市部の労働者や役人でも全員国营工場の社員や国家公務員であり、医療、住宅、福祉、子供の教育などのすべてを国が保障していた。その代わりに給料はとても低く抑えられるとともに、生活以外の余裕もあまり無かった。

この二十年間、飛躍的な経済成長に伴い、国民の収入は確実に増加した(図5)。また収入が増加した分、支払い能力も相対的に増加した。

この変化により、みんなの意識が変化した。悪平等の時代と異なり、何事にも金がかかるこの時代、受益者負担という資本主義のルールに従い、被教育者は一定の学費を払うのもやむを得ないと一般的に理解された。

このような支払い能力の増加と学費の支払いへの理解が時期と同じく、教育の産業化論調に乗せられ、学費の徴収と高騰を支え続けた。

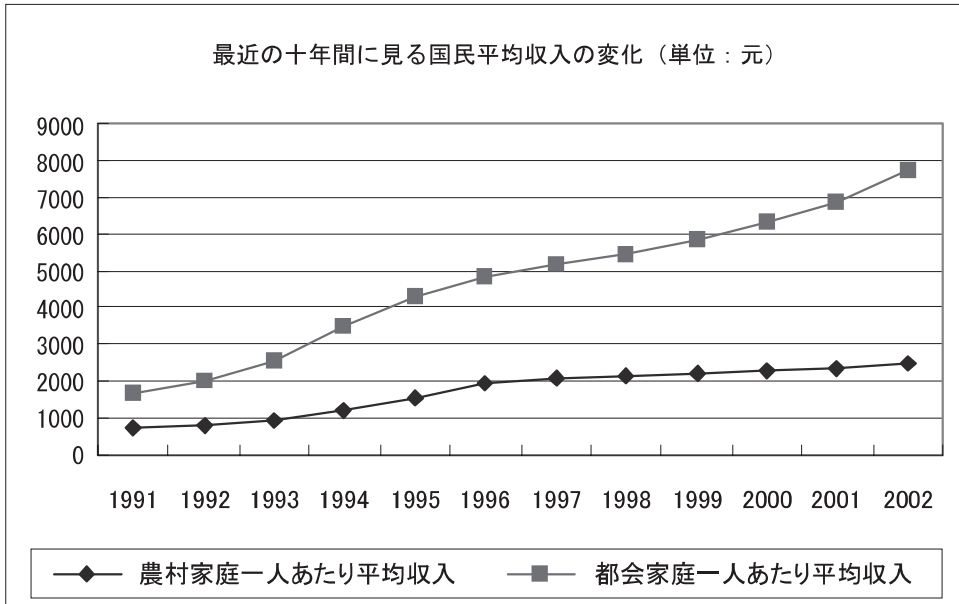


図5 出典: 「中国統計年鑑(2003)」, 中華人民共和国国家統計局編, 中国統計出版社2003年9月

## 2) 教育「産業化」の現状

1980年代、一部の論客から「教育産業化」の論調が開始された。もちろん当時から反対意見はあった。その論争はしばらく続いたが、1992年6月16日中国政府の「快速発展第三産業についての決定」という通達がこの論争に一応の結論を下した。この通達の中で中国政府は明確に教育を「第三産業」と決めつけ、ほかの第三産業と同様「産業化を方向とし、活力あふれる自活体制を築かなければならない」、また「価値規律に従い、価格体制を改革し、・・・料金の国家統制を開放し、状況に応じて自由に料金を定め、合理的な料金体制を築く必要がある」と通達した<sup>55</sup>。また1993年3月12日国務院は、国家計画委員会の「全国第三産業発展企画基本方針」を批准し、伝達した。その中で「教育事業は・・・教育資金体制の改革と完備を進め、国の財政支出を主とし、教育税の徴収、非義務教育段階学生の学費・雑費の徴収、学校経営企業の増収、社会各界からの寄付など様々なルートで教育経費を集める体制を築かなければならない」、「医療、教育は・・・国民の負担能力の増加に従い、費用の徴収を改革する」とされた<sup>56</sup>。一連の通達は教育界をそれまでの様々な規制から解放し、その後の教育産業化に火をつけ、中国の教育に空前の発展をもたらした反面、空前の不公平、空前の不満不平、空前の教育破壊をもたらした。

その元凶は「教育産業化」の掛け声の元、義務教育の小中学校を含めすべての教育機関が様々な名目、様々な方法で学生から金を徴収するようになった。

まず学費の徴収。中国は日本と同じ、9年間の義務教育制を実施している。しかし教育産業化の流れの中、義務教育は名存実亡。筆者の調査によると、ある師範大学の付属小学校は、教育後援金として子供一人年間3千元を徴収し、しかも一年生に入学するとき一括納入するのが原則であり、その上領収書は出

さない。なぜなら領収書を出してしまえば上級機関の検査に引っかかるからだ。この一括納入金以外に、毎学期の学費、教材費、教員費、補講費、雑費、電気代、水道代、駐輪費、参考書代、ノート代など、ありとあらゆる名目でお金を徴収する。

有名中小学校の殆どはエリア内の正規学生の枠を減らし、エリア外非正規学生を一人でも多く募集する。そうすることで校舎や教員などの限られた教育資産で、「転校費」や、「増員費」などの名目でより多く稼げるからだ。集金に当たってもっともよく行われる手口は合格ライン以下の生徒を一点いくらで入学させる方法である。例えば一点千元なら、十差なら一万元払えば合格であるということになる。

毎年入学選考の8月に一部の有名校に異様な光景が見られる。政府は規定以外のいかなる名目の費用も徴収してはいけないと通達を出しているにもかかわらず、多くの保護者が我先にお金を納めようと学校を訪ねる。学費、寄付、教育後援金など、我が子の入学と引き換えに、さまざまな名目を用いられる。学校も学校で、保護者との間に暗黙の了解がある

子供を受け入れる、金を受け取る、しかし領収書はなしである。

一部の経営状態の良い企業が組織的に有名校に多額の資金を寄付し、従業員の子供たちを丸ごと受け入れてもらうこともある。

農村も同じで、生活費を切り詰めながら、無理をしても学費や雑費を工面して子供を学校に行かせる。

大学はもっと酷い。上述の通達以後、各大学は自主的に学費の額を決められるようになった。その結果、大学と学科毎に授業料が違ふことになった。計算機や、法律、企業管理などの人気学科は年間授業料1万元以上も珍しくない。一般的な専門でも平均年間5千元くらいが必要だ。ほかに寮費(学生は原則全員大学の寮に入る)や、最低限の生活費を

加えると、一人の大学生を養うには年間1万円以上の費用がかかる。これは都市部サラリーマンの年収に当たり、農民年収の四倍に当たる。

筆者の聞き取り調査及び新聞報道を総合すると、一部の大学は収入を上げるため、学生を全員大学経営の寮に入居させるのはもちろん、「統一化管理」の名の下、シーツや、布団、魔法瓶、歯ブラシなどの生活用品までも強制的に学校から購入させる。飲み水も水道水は認めず、お金のかかる蒸留水を購入させる。もっとひどいことに、教育の現場まで金まみれになった：例えば、英検四級の実力があるにもかかわらず、検定料収入を得るため強制的に三級から受検させる（中国では四級）三級）、再試や追試は金を徴収する、履修したくない授業があれば、個別に金を払えばその単位を出す。そしてより大きな金額を動かすのは入学試験関係。特に学校や教員の自主裁量が大きき芸術系の入学試験は、不正の温床になっている。そのため、有望な若者が大学に入れない悲劇は数多くある。中国の代表的な二胡演奏家、中国音楽学院教員宋飛は自他とも認める優秀な受験生が落選させられたことに悔し涙を流したという。彼女は中央テレビに出演し、面接入試に関する不正を告発する勇気ある行動に出た<sup>9)</sup>。しかし宋氏が告発したのは自分の経験した一事件で、文字通り氷山の一角にすぎないのだ。2004年夏、多くの若者は大学に合格し興奮していたとき、あるニュースがテレビと新聞を賑わした。それは西安市にある「西安音楽学院（大学）」が、合格者に入学許可書と引き替えに3万元（約40万円あまり）の後援費を強要する事件であった。支払わない者には入学を許可しない。しかも十数年前から一貫してやってきたことがわかったのである<sup>10)</sup>。しかしこのような重大な違法行為が明るみに出ても市民は殆ど驚きを見せなかった。なぜなら、これは誰でも知っている公然の秘密で、ほかの大学も程度

の差こそあれどこもやっているのだ。

「教育産業化」の掛け声の下、教育の本来の目的が置き去りにされ、金儲けはすべての目的となり、大学が金を儲ける場となり、学生は手早く金を稼げる道具になった。報道によると、最近十年間、各種の学校は国家の規定学費など合理的な費用徴収以外に、学生から2千億元にもものぼる法外な収入を得た<sup>11)</sup>。この金額は1998年中国の国家教育予算総額2千32億元に匹敵する。

### 3) 教育「産業化」がもたらした弊害

十数年間の「教育産業化」施行の結果、中国の教育界だけではなく、社会の様々な方面に悪影響をもたらされた。

#### (1) 教育の公平性の欠如

1949年新中国成立以来、政府は教育の普及に力を入れ、十数年の努力で初等教育の普及をほぼ達成した。中等教育及び高等教育の普及が遅れたが、少なくとも小学校、中学校には誰でも入れるようになり、平等に教育を受けることができた。授業料は殆どいらなかったし、学校の質に差があるにせよ、日本と同じ、校区があり、その校区なら誰でも何の問題もなく同じ学校に入れ、同じ教育を受けることができた。

しかし今は全然違うことになった。学校が金儲けに走り、法外の費用を要求し始めた。特に有名校になると、校区という規定があるにもかかわらず、正式定員を大幅に圧縮して、点数によって入学金及び授業料に差をつけたり、定員外学生を増やして校区外から高額入学金の払える学生を受け入れたりしている。その結果、同じ校区内の子供は同じ学校に行けなくなった。特に家計が厳しい家庭の子供はより安い授業料の学校に入学せざるを得なくなる。農村の学校では授業料や教科書代が払えないため勉学を断念し、中退させられる子供が年々増え続けている。

大学では一人の大学生が一年間勉強するのに都市サラリーマンの平均年収以上、農民の年収4年以上(地域によっては十数年分)のお金がかかるので、裕福でない家庭の若者が大学に行けなくなった。毎年7~8月頃に農家の子供がめでたく大学に合格したのに、入学金や授業料を工面できない両親が自殺するという信じられない悲劇が多発する。

結果的に教育は家庭の裕福の程度により差がつき、学校は金持ちしか入れないところになった。国民の公平に教育を受ける権利が侵害され、差別を助長する事態になった。

## (2) 教育界モラルの崩壊

昔の中国の知識人や教育界はもっと保守的で、「君子、銭を言うのが恥じる」と言われているほどだ。その昔の知識人は「お金」という言葉を口にすることすら抵抗感を持っている。どうしても言わなければならないときはお金のことを「孔方兄」(四角の穴のある兄ちゃん—中国の昔の金は丸い硬貨の中に四角い穴があるため)という。書道家の「謝金」は「潤筆」(筆を潤う)というし、作家の原稿料を「潤格」(原稿用紙を潤う)という。日本で使われている「月謝」という言葉もいかに知識人らしいものである。

ところで今は、学校や、先生、研究者を含めて、お金に対する「潔癖症」は完璧に治され、代わりにお金に対する「執着心」が患っているほどだ。中国的な言い方をすると、「斯文掃地」(斯文台無し)なのだ。

学校は様々な手段と名目で法外な収入を得ようとする。教員も担当クラスの進学率などで個人の収入と直接つながっているのもはや教育より、どうやって進学率を上げるかを目標とする。

上述2)に述べたように、お金で単位を買うような不正が実際にあることは、教育行政だけではなく、教育現場まで収入目当てに動き始めたこと象徴している。学校や教員の目

には学生が単なるかねづるにしか見えなくなったのだ。

中国の教育界のモラルはほぼ全面的に崩壊したといえるだろう。

## (3) 国民の教育不信

自分の子供が学校にとってかねづるしか見られない事態に、国民の教育不信が臨界点に達しつつある。学校は信用を失い、先生も教育者の仮面を被った「眼鏡蛇」(コブラ)にしか見えない。

いま中国で博士号を持っている人はたくさんいる。その博士は巷では「学博、官博、商博」と三種類に分別している。「学博」は言うまでもなく勉強して博士号を取得した人である。「官博」もその名の通り、政府や大学の幹部が在職博士コースに入り、博士号を取得した人たちである。「商博」はビジネスが成功した人たちが在職の博士コースに入り、博士号を取得した人である。しかし「学博」を別にして、多くの「官博」は授業も秘書に代行出席させ、博士論文も誰かに代筆させて博士号を取得している。そして「商博」の多くは学校に寄付したためである。これらのことは中国でもつばら常識である。

国民の目から見れば、学校は教育の場ではなく、金儲けの場となり、先生も教育者ではなく、金目当ての商人となった。自分の子供は学校の金儲けの餌食になっただけである。

筆者のかつての恩師は今の中国の「学校」を「学店」と呼んでいる。まさに的確この上なしといえよう。

## (4) 成長期の子供への心理的な悪影響

成長期の子供にとって、学校は知識と教養、道徳を学ぶ殿堂で、神聖な場であり、先生は知識や教養、道徳を教えてくれる絶対的な「師」である。子供の人間形成へ大きな影響を与えるのは、家庭以外に最も重要なのは学校であり、先生であり、教育そのものである



う。

しかし、教育を産業化した結果、前述のように学校は稼ぎの場と化し、先生は金の亡者に変身し、学生は楽に儲ける道具にされてしまう現実の前では、いわゆる道徳教育も無力であり、滑稽からである。真の意味の教育が存在しない学校に通っている被教育者は果たして健全な教育を受けられるだろうか。そして一番問題なのは幼稚園から大学まで金まみれの教育機関に通い続けると、果たして健全な人間になれるだろうか。

加えて中国社会全体が経済第一にひた走り、一人の人間の成功と失敗を測る尺度は金という単一の価値観に陥った。その上一人っ子に対する家庭と社会の甘やかしが加わり、中国の子供の心理健康は非常に危険な領域に達していると、多くの専門家は警告している<sup>9)</sup>。

### 3. 義務教育の崩壊

日本は昭和22年（1947年）3月に「教育基本法」が施行され、義務教育がスタートした。その第三条は「(教育の機会均等)すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」、また第四条は「(義務教育)国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。②国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」と記されている<sup>10)</sup>。明確に人は誰でも差別されることなく、公平に、無料で基本的な教育を受けることができることと定められている。そしてすばらしいことに今日まで実践してきた。

日本より40年遅く、中国は1987年7月にようやく「中華人民共和国義務教育法」を施行した。その第4条には「国家、社会、学校、

家庭が法律に基づき、適齢児童の教育を受ける権利を保障しなければならない」、第九条第二項にも「国民はその民族、種族、性別、職業、財産状況、宗教信仰などの区別無く、法に従い平等に教育を受ける機会を有する」と規定されている。第10条は「義務教育を受ける学生には国が授業料を徴収しない」、第11条「保護者並びに監護者は適齢児童を規定の時期に入学させなければならない、また規定の就学年限まで就学させなければならない」と定められている<sup>11)</sup>。条文を見る限り、日本の教育法と殆ど同じである。基本的には国民はその財産や、身分、地位などの如何にかかわらず、誰でも教育を受ける権利を有するし、国や家庭は子供を教育する義務を負っている。そして授業料は免除される。

しかし現実には皮肉なものであった。まさに「義務教育法」が施行され始めた87年頃から「教育産業化」の呼び声が高くなり、それまですべて無料だった教育は、すべて有料になった。しかも非義務教育の大学からではなく、義務教育のはずの小中学校から始まった。

最初、政府が問題視し、禁止の通達を毎年のように出した。しかし効果が無く、やり方がより隠密に、巧妙になるだけだったので、各地方政府は一定額まで公式に認めるようになった。この時点でもう「義務教育」という看板は政府の手によって下ろされたと言える（もちろん今でも義務教育を実施していると中国政府は主張しているし、その看板は下ろしていない）。しかし、一定額を認めたら、学校はその以上に徴収する。

もっとも義務教育の矛盾を表しているのは出稼ぎ労働者の子供の教育問題である。改革開放以来、中国の都市部の高い成長と建設ラッシュを支えているのは農村部からの出稼ぎ労働者である。日本の高度成長期と同じく、都市部では労働力が不足し、建築現場や、いわゆる3Kの仕事は都市部の人が行っていないことから、農村部から大量に出稼ぎ労働

者を受け入れてきた。しかし日本と根本的に違うのは、日本は当時上京した労働者を「金の卵」と呼び、そのまま都会の市民として温かく歓迎し、受け入れてきた。もちろんその家族も市民として受け入れた。中国は違う。中国は都会を守る観点から厳しい戸籍制度が実施され、今でも国民の移動を厳しく制限している。農村からの出稼ぎ労働者は「金の卵」として歓迎されるどころか、「農民工」と呼ばれ、厄介者扱いされ、あらゆる面で差別を受けている。ここでは労働者の子供たちの教育問題だけを取り上げたい。

統計によると、2003年中国全土には1億2千万人にのぼる出稼ぎ労働者がいる。彼らの子供は6千7百万人以上と推定されている<sup>63</sup>。これらの子供たちの多くは親たちと離ればなれになり、農村の学校に通わざるを得ない。一部の子供は親と一緒に都会に住み、信じがたい教育の差別に直面している。例えば上海には推計37万人以上の義務教育段階の出稼ぎ労働者の子供がいて、全上海市学齢児童の三分の一を占める<sup>64</sup>。北京では29万人以上にものぼるとされる。しかし彼らは都市戸籍がない故に殆ど上海や北京の公立学校に入れない。仕方なく、一部の有志が自らの手で学校を作り、民工の子供たちを受け入れて教育し始めた。例えば北京だけでもこのような学校は300校以上ある<sup>65</sup>。適齢児童の教育は元々国の責任なので、このような学校は少なくとも国が支援すべきなのだ。しかし中国では支援を受けるところか、逆に排除される。校舎の面積や、教員の資格、衛生条件、教育環境、学校設備などあらゆるところにおいて文句をつけられ、無認可学校として卒業生の学歴も認められないなどあらゆる面において差別を受けてきた。

中国では古く孔子が「有教無類」(教育というのは貧賤の別はない)(『論語・衛霊公第十五』)と主張した。彼は晩年「束脩を行う自り以上は、吾未だ嘗ておしふる事無くんば

あらず」(いやしくも一束の乾し肉を持って入門してきたからには、私は教えなかったことはない)(『論語・述而第七』)とも話した。つまり授業料を払い、勉強の意欲のあるものはその身分や貴賤、賢愚を問わず、すべて受け入れて教えるというのだ。しかし今の中国は、法律を定めたにもかかわらず、二千年以上前に孔子がなされたことさえできていないのだ。都会に出稼ぎにきた労働者の子供は、たとえ高い学費を払うとしても、公立校が受け入れない。義務教育におけるこれほど明らかな差別のある国は世界の中で他にあらうか。

中国における義務教育の概念はもはや「国が国民を教育する義務を有する」ではなく、「国民は子供を教育させる義務を有する」のみである。現在の中国では「義務教育」制度はすでに崩壊し、真の意味での「義務教育」が存在していないといえる。

#### 4. 初等教育における差別

中国の教育における差別がもっとも現れているのは義務教育段階、つまり初等教育である。

##### 1) 政策的、構造的な差別の実態

農村部ではとにかく国の財政投入がほとんどないのが現状である。2000年、全国普通小学校総数553,622校、うち農村小学校は440,284校で、およそ79.5%を占めている。在校生総数は約1億3千万人、うち農村は約8千5百万人で、割合は65.3%である。しかし国家の普通小学校教育予算は約849億元、うち県都市部を含めた地方小学校に対する財政投入はおよそ半分の496億元だけである。単純計算すると豊かな都市部の小学校113,338校に1校あたり31万元あまりとなり、地方の小学校521,468校では1校あたり11.2万元程度となる。在校生平均で見ると、都市

部の小学生一人あたり780元、地方の小学生人当たり584元で大きな開きがある<sup>⑤</sup>（表2）。

しかしこれはあくまで数字上の話であり、実態はもっと違う。地方への財政投入の大部は、実は県の都市部の学校に配分され、残りは教育局幹部の住宅に化けたり、旅行代になったり、飲食費になったり、どこかの破産企業の従業員手当になったりして消え、農村の小学校には殆ど配分されない。多くの農村学校は先生たちの給料すら遅配あるいは無配

している。そのため、中央政府は毎年の年末に先生の給料支払いについての通達を出すほどだ。給料すら払わないところに運営費を配分しているとはおよそ考えられないだろう。

構造的な差別を受けている農村の学校は運営費を殆ど学生の学費に頼らざるを得ない。しかし農民の収入は少ないので、子供の学費が払えない、学費を払えない子供が学校に行けなくなり、農村義務教育崩壊の典型的なパターンとなる。

表2 国家の教育予算に見る農村と都市の格差

	総数	都市部		農村部	農村部の割合*
		大都市	県都市部		
小学校数(カ所)	553,622	32,154	81,184	440,284	79.5%
在校生数(人)	130,132,548	18,166,507	26,928,904	85,037,137	65.3%
国家予算(万元)	8,487,544万	3,520,483		4,967,061	県都市部と農村部を分けてない
一校当たり(万元)		31		11.2	ため計算不能
人当たり(元)		780		584	

出典：「中国統計年鑑(2009)」, 中華人民共和国国家統計局データより筆者まとめ。\*大都市に対する割合。

## 2) 初等教育における都市と農村の格差の実態

中国国家教育科学第十回五カ年計画重要研究課題グループ「我が国における高等教育公平問題の研究」の最新研究結果によると、1998年から2002年まで、中国の大学進学率は46.1%から83.5%に上がり、37.4ポイントも増加した。一方、中学校から高校への進学率は50.7%から58.3%に上ったものの、その増加はただの7.6ポイントである。同時に、都市部と県の都市部普通中学校は0.6%と6.4%それぞれ増加したが、農村普通中学校は逆に7%減少した。2002年時点で、戸籍上の中国の非農業人口は全人口の39.1%、農業人口は60.9%を占めている。しかし、農村の普通中学校は全国の普通中学校の49.6%しかなく、都市部中学校より数も少ない<sup>⑥</sup>。

また、中国は学歴社会に突き進んでいるが、都会(非農業人口)と農村(農業人口)の学歴の差は開く一方だ。小学校教育レベル以下の人は農業人口の51.5%を占めるが、非農業

人口に至ると、わずか16.3%だけである。中学教育レベルでは、農業人口の41.5%、非農業人口の32.4%が占める。これが高校レベルになると、農業人口では6%、非農業人口では21%と、一気に3倍の差で逆転する。中学校、高校に進学しなければ、当然大学にも進学できない。この数字は大学になると、農業人口では0.02%、非農業人口では5.63%となり、281倍以上の差が生まれる。明らかに学歴が高ければ高いほど、都会と農村の差が開いている<sup>⑦</sup>(図6)。

## 3) 都市部における初等教育の差別実態

初等教育における差別は何も都会と農村との間だけではない。都市部でも差別が存在している。

二十年くらい前、中国政府は限りある教育資金を有効に活用するとともに、英才教育を推し進めるため、初等教育において一部の学校を重点校に指定し、国が資金や教員などを重点的に投入しはじめた。そのため、重点校

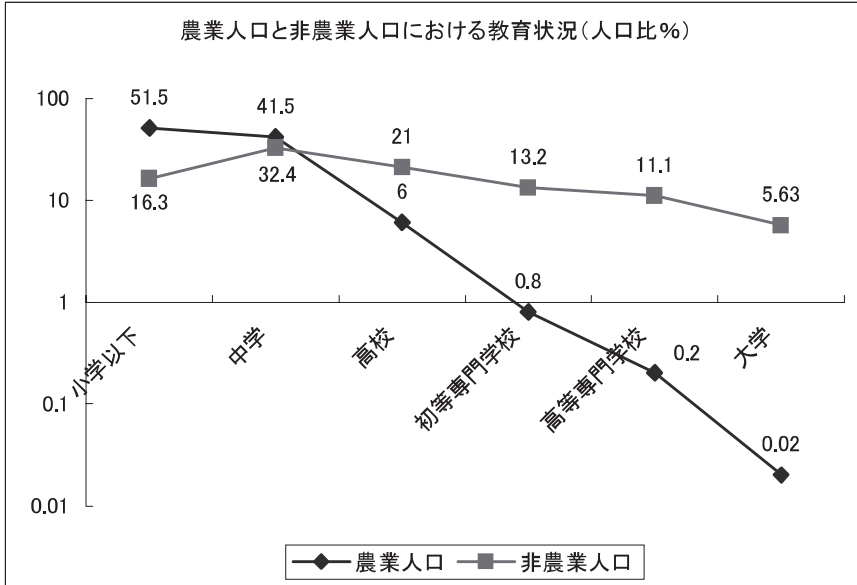


図6 出典：中国国家教育科学「十五」課題、「我が国の高等教育公平問題研究」、新華社2005年2月13日報道

に潤沢な資金が投入され、校舎や、教育設備などは先進国並み、あるいはそれ以上のものになった。何より重要なことは、重点校を校区の束縛から解放し、独自の入学試験を認め、広範囲に優秀な生徒を入学することを認めたことである。もちろん、高校や大学の進学率もほかの学校よりはるかに高い。筆者の知っている西安市の一部の普通中学校は、何年間に渡って一人の大学進学者も出せなかったことと対照的に、重点校は常に90%以上の大学進学率を誇る。それらの学校は高い進学率を武器に、受験料や、支援金、校区選択料など訳のわからない様々な名目で保護者からお金を取る。そして定員の枠を恣意的に制限し、多く「転校生」を受け入れ、莫大な法外の「学校選択費」を手に入れる。集めた莫大なお金は、学校の建設や、教職員のボーナス、手当、福祉費に当てる。

一方、これらの美味しい話は非重点校には無縁である。もともと国からの運営費が少ない上、人気がない分、生徒からもそう多く徴収できない。教員のモチベーションが下がり、

教育を疎かにしてしまう(中国では公立校でも教員の交流制度がない)。重点校は良い教員が集まり、モチベーションも高く、熱心な教育を行うという良い循環とは逆に、こちらは正反対の悪循環に陥る。

その結果、義務教育段階においても子供は入る学校によって、受ける教育の質は全然違うことになる。

## 5. 高等教育における差別

中国の高等教育にも構造的な不公平が横行している。

### 1) 大学入試における地域差別

中国の大学入試では全国統一試験が実施されている。入学選考は基本的に大学側が受験生の成績一本で選別し、決める。一見、とても公平に見えるが、実は大きな差別政策が隠されている。

受験生が統一試験を受けられるのは戸籍所在地だけ。大学側は国家教育部があらかじめ

割り当てた各省（地方）での学生募集数で学生を点数の高い順で選考する。教育部の割り当ては「招生指標」と呼ばれ、その基準は誰もわからないし、また公表もされていない。ただわかるのは北京や、上海など大都会に比重が非常に大きい。例えば北京市の人口は同じ中央直轄市の重慶市の半分しかないが、2002年度北京大学の学生募集指標は、北京が文科系132人、理科系272人、重慶が文理併せて76人しかない。その差は5倍以上である<sup>93</sup>。北京の受験生は全国の0.9%しかないにも関わらず、北京大学と清華大学の北京での募集指標はそれぞれ全募集人数の13%と18%を占める<sup>94</sup>。北京や上海など大都会の受験生は大学が受け入れる「指標」が多いから、高い比率で大学に入ることができる。つまり低い点数でも入れるわけである。一方、地方には「指標」が少ないし、受験生は元々多いので（地方人口が多い）、必然的に競争が厳しく、合格ラインが高くなってしまふ。結果的に同じ試験を受けたにもかかわらず、戸籍所在地が違うだけで一方が合格でき、一方が不合格とされる。

実際、点数の開き具合をみってみると、その差別ぶりに愕然とする。例えば2000年度大学入試で、北京市の重点大学文科系の合格ラインは465点、しかし湖南省は528点、湖北省は535点であり、理科系重点大学合格ラインは北京が476点、湖南省は535点、湖北省は559点である。北京市と他省では文科系で70点から63点の差、理科系で83点から59点の差がある。2001年夏、青島市の三人の受験生が教育部を提訴するという中国では前代未聞のことが起こった。この年、北京の重点大学合格ラインは文科系454点、理科系488点。三人の受験生の戸籍所在地山東省がそれぞれ580点と607点であり、その差はそれぞれ126点と119点であった。三人の受験成績はそれぞれ522点（理科）、506点（文科）、457点（文科）であり、この成績なら北京では重点大学にも入

れるのに、山東省では普通の大学すら入れなかった。しかし制度的な差別だから、受験生の勝ち目はもちろん無かった。

この問題は最近中国でも白熱した議論が行われているが、国は改めようという動きを全く見せない。

## 2) 大学の間の差別

大学同士もこの数年で格差が開く一方である。

前述の理由と同じく、中国政府は大学にも重点大学と非重点大学を分けた。重点大学にはもちろん重点的に投資する。非重点大学は地方所属にしてしまふ。地方の経済条件により、多くの大学は日常の運営費にさえ困難を生じている。

1995年からの中国社会発展五カ年計画における教育に関する戦略的な計画が「211工程」である。計画は21世紀に100カ所の大学を世界でも競争力のある大学に育てるというものである。その頭数字を取って「211工程」と名付けられた。そのため、国家が予算を重点的に配分し、支援する。これもまた今までの重点大学が殆どで、非重点大学は何も望めない。

有名な重点大学の卒業証書は誰もがほしがらる。そこでこれらの大学は国の定めた計画性正規生外に高額な授業料を払う計画外私費学生を多く受け入れる。民間からの寄付も殆ど有名重点大学に集中している。ほかの様々な原因で、これらの重点大学には都会出身者が多く、授業料も殆ど問題なく納められる。

一方、地方の非重点大学は国からの運営交付金が元々少ない。無名なので、民間からの寄付も集まらない。学生の学費に頼らざるを得ないが、構造的に農村出身者が多く、授業料を納める能力のない学生が多い。調査によると、2003年河北省のいくつかの大学では農村出身者が63.3%も占めている。反対に北京大学では農村出身者は16.3%しか受け入れてい

ない(図7)。学費が納められない学生を多く抱えると、学校経営は殆ど成り立たなくなるのである。

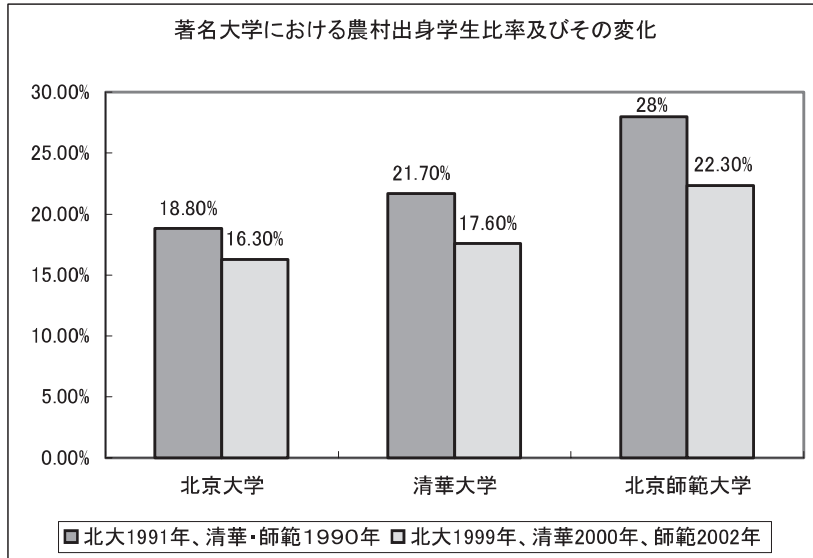


図7 出典：「重点大学に占める農村出身学生比率下降」, 新華社2005年2月13日報道より筆者まとめ

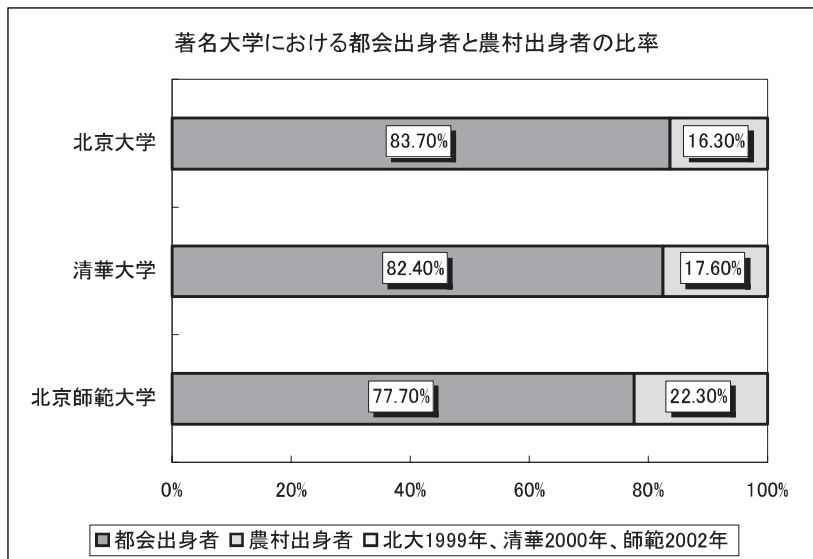


図8 出典：「重点大学に占める農村出身学生比率下降」, 新華社2005年2月13日報道より筆者まとめ

3) 結果的に農村出身者が大学から閉め出される  
 前述の「地域における差別」と「初等教育

段階で受けた致命的な差別」及び「大学の高い学費と生活費」の結果、農村出身者が大学に入れる可能性は非常に低くなった。

特にいわゆる重点大学における農村出身学生の比率は著しく低下している。中国国家教育科学研究グループの「我国高等教育における公平性問題の研究」という研究レポートの最新調査結果によると、理科系有名大学である清華大学の2000年における農村出身学生は17.6%であり、1990年より4.1ポイント低下している。また北京大学では1999年時点における農村出身学生は16.3%しかなく、1991年より2.5ポイント低下している。そして国が生活費を負担するなどの優遇策により伝統的に農村出身学生比率の高い北京師範大学でも2002年時点で22.3%であり、1990年より5.7ポイントも低下した<sup>※</sup>（図7・8）。

逆に地方の人気のない大学及び専門には農村出身学生が増える傾向がある。それはなにも農村出身者を優遇したわけではなく、単に都会出身者が入りたがらないから、結果的に農村出身者が多くなっただけである。

中国の「中華人民共和国教育法」第三六条第一項は「教育を受けるものは入学、進学・・・などにおいて、法に従い平等の権利を有する」と規定している。1997年10月27日中国政府が署名、2001年3月に批准した「国際人権規約・経済的、社会的および文化的権利に関する国際公約（A規約）」第一三条にも、「高等教育は成績を根拠に、すべての適切な方式に基づき、すべての人に平等に開放しなければならない」と定められている。しかし現実にはこれらは全部絵に描いた餅にすぎないのだ。

## 6. 結び

2005年早々、中国社会科学院社会学研究所主宰の権威ある研究誌『青年研究』（2004年第12期）が発表した子供の教育コストに関する研究レポートが話題になった。教育の現状を如実に反映したと評価する一方、庶民を馬鹿にしているという批判もある。一番論争に

なったのはやはり子育てコストの結論である。レポートによると、子供一人0歳から大学卒業まで一人前に育てるのに少なくとも48万円が必要という。2002年の北京市民の平均年収は約1.3万元、上海市民の平均年収は約1.4万元、市民の全国平均は約8千元、農民の全国平均年収は約2千4百元であることを考えれば<sup>※</sup>、48万元は北京市民平均年収の約40年分、上海市民平均年収の約34年分、農民平均年収のなんと200年分に当たる<sup>※</sup>。もしこの報告が正しいなら、かりに平等に教育を受けられるとして、子どもを一人前育てるなら、北京市民40年間、上海市民は34年間、農民はなんと200年間働き続けなければならない上、一文も使ってはいけない計算になる。確かにばかばかしいところがあるが、現在の中国の教育の一面を反映しているのも事実である。

農家生まれの筆者は幸運（？）にも教育が産業化される前に中国ですべての学業を終えた。現在なら例え筆者がよく勉強でき大学に受かったとしても、親が負担することは不可能である。

中国の国家奨学金制度は2002年からスタートした。しかし予算は年間2億元程度で、4万5千人しか支援できない。国家教育部の公式統計によると、特に困難、つまり授業料を支払えない大学生は、単純計算で全国におよそ70万人いるとされる。困難ありを含めると、140万人以上となり、奨学金一人あたりの額はどのくらいかわからないが、例え全額負担としても、4万5千人分の奨学金は文字通り雀の涙である<sup>※</sup>。

中国は広く、人口も多い。その上、国が「米百俵」の精神が無く、国民全員平等という理念もない。最近教育部高官も「教育産業化」を批判し始めたが、いつものように批判は口先にとどまり、制度的、構造的な不公平をなくさない限り、一旦乱れた道德観や、崩れた教育体制をそう簡単に立て直せない。よって、中国の教育不公平がこれから相当長い時期存

在し続けるだろう。悲観的にいうと、もっと酷くなるかもしれない。

(大学教育センター 助教授)

- ① 中国国家統計局サイトより。  
<http://www.stats.gov.cn/>
- ② 中国国家統計局サイトより。  
<http://www.stats.gov.cn/>
- ③ 「世界の統計2004」,財務省統計局。  
<http://www.stat.go.jp/data/sekai/zuhyou/1605.xls>  
なお、このデータは政府の予算投入だけを取り上げ、民間の教育投入を省いた。ほか同。
- ④ 張曉明ほか、「2005年：中国文化産業発展報告(文化ブルーブック)」,社会科学文献出版社,2005.3
- ⑤ 「中共中央國務院の快速發展第三産業についての決定」,1992年6月16日。全文は次のwebページをご参考。  
[http://www.law-lib.com/law/law\\_view.asp?id=16055](http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=16055)
- ⑥ 「全国第三産業發展基本方針」,中国国家計画委員会作成,國務院1993年3月12日批准,全文 <http://www.law-lib.com/lawhtml/1993/55864.htm>
- ⑦ 深海,「宋飛が我々を泣かせ」,「読者」,甘肅人民出版社,2004年第20期
- ⑧ 「西安晚報」2004年7月の一連報道よりまとめ。
- ⑨ 「学費猛興虎」,中国「新聞週刊」2004.7.26第189期
- ⑩ この類の報道は多くみられるが,参考に  
・沈峰,「貧しい家庭のリッチな子供と裕福な家庭の貧乏な子供」,中国教育和科研計算機網 <http://www.cernet.edu.cn/20020328/3023692.shtml>  
・孫曉雲,「微笑的挑戰者」,中国文学網 <http://www.xs52.com/ertong/xiandaomingjia/088.htm> など。
- ⑪ 「日本国教育基本法」・有斐閣「ポケット六法」平成8年版
- ⑫ 「中華人民共和國義務教育法」・中国教育部HPより
- ⑬ 「出稼ぎ,親子離散」,「朝日新聞」2005年2月3日付き朝刊
- ⑭ 「上海市が出稼ぎ労働者子女の教育問題を重視」,中国国家教育部ネットより,  
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info8315.htm>
- ⑮ 「データマップ 63億人の地図 第8回 中国 豊かさへの模索」,NHK,2004年10月24日初放送などによるまとめ。
- ⑯ 中国国家統計局2001年及び2002年統計データより筆者まとめ。  
<http://www.stats.gov.cn/>
- ⑰ 「高校教育は我が国高等教育機会不公平のネック」,新華社2005年2月13日報道より。

- ⑱ 「城郷差が最も顕著で,最も重要な教育差である」,新華社2005年2月13日報道より。
- ⑲ 王立品,「高考招生差別裏の省籍鴻溝」,「南風窓」,2004年7月下より引用。
- ⑳ 嬌烈山,「教育の不公平は最大の不公平だ」,「雑文月刊」,2004年第5期より引用。
- ㉑,㉒ 「重点大学における農村出身学生の比率下降」,新華社2005年2月13日報道より。
- ㉓ 「国家奨学金制度紹介」中国教育部HPより  
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info1051.htm>
- ㉔ 「中国統計年鑑2003」,中華人民共和國統計局
- ㉕ 徐安き,「子供の経済コスト：転型期の構造変化と優化」,中国社会科学院社会学研究所,『青年研究』2004年第12期  
<http://203.93.24.66/shxw/qsnyj/P020050218375573129885.pdf>

#### 参考資料

国際人権規約(経済的,社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約))(抜粋)(1997年10月27日中国政府署名,2001年3月中国人民代表大会批准)第十三条

- 1 この規約の締約国は,教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は,教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に,締約国は,教育が,すべての者に対し,自由な社会に効果的に参加すること,諸国民の間及び人種的,種族的又は宗教的集団の間の理解,寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。
  - 2 この規約の締約国は,1の権利の完全な実現を達成するため,次のことを認める。
    - (a) 初等教育は,義務的なものとし,すべての者に対して無償のものとする。
    - (b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は,すべての適当な方法により,特に,無償教育の漸進的な導入により,一般的に利用可能であり,かつ,すべての者に対して機会が与えられるものとする。
    - (c) 高等教育は,すべての適当な方法により,特に,無償教育の漸進的な導入により,能力に応じ,すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。
    - (d) 基礎教育は,初等教育を受けなかった者又はその全課程を修了しなかった者のため,できる限り奨励され又は強化されること。
    - (e) すべての段階にわたる学校制度の発展を積極的に追求し,適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること。
- (日本語訳文出典：日本外務省HP,  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/>)